

学校いじめ防止基本方針

春日井市立味美中学校

1 いじめの定義

いじめとは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」そのため、指導にあたっては、「いじめられた生徒の立場に立って」いじめられたとする生徒の気持ちを重視する。

2 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめの防止に取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することである。生徒が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して行う。以上のことを基本認識とし、我々教職員は、「いじめの未然防止」「早期発見」「適切かつ迅速な対処を行う」という視点をもっていじめ防止に取り組んでいく。

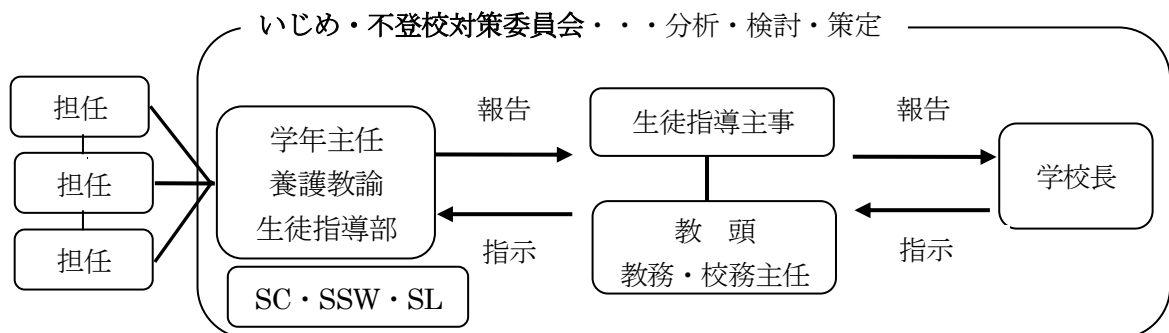
いじめの未然防止教育として、いじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習などを通じて継続的に行う。いじめの早期発見の取組として、生徒の表情や学級の雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知しようとする姿勢をもつ。また、家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気づくネットワークを拡げるようにする。いじめへの適切かつ迅速な対処として、いじめを把握したら、被害者保護を最優先し、傷ついた心のケアを行う。次に被害者のニーズを確認し、いじめる生徒や学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示する。次にいじめの加害者への指導と加害者と被害者との関係修復を図る。最後にいじめの解消を目指す。

3 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長・教頭・教務主任・校務主任・学年主任・生徒指導主事・学年生徒指導・保健主事・養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等を加える。

《いじめ・不登校対策委員会組織図》



※情報の正しい共有化と共通理解を徹底する

「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、ホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家・関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう、継続的に指導する。
- オ 保健指導において、いのちの学習を通して、自他を大切にできる心を育てる。また、コミュニケーション能力を高める授業やソーシャルスキルトレーニング活動を行い、生徒のソーシャルスキルを高める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- イ 生徒への声かけを積極的に行う。生徒の返答を鵜呑みにせず、「もしかして」という目線をもつ。

ウ 連絡ノートによる日記交換、朝のあいさつ運動、心の天気、健康観察などあらゆる場面で生徒の変化、小さなサインを見逃さないよう留意する。少しでも気になったら、必ず主任・同僚・S・Cに報告・相談する。(一人で判断せず複数の目で分析する。)

エ いじめアンケートや教育相談を年3回実施し、情報収集に努める。

オ いじめ相談電話等、外部の相談機関(スクールサイン)を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で共有し、組織的に対応する。

実際の指導主体は担任、部活動顧問であるが、状況に応じて学年や生徒指導部とチームを組む。

イ 「被害生徒を守り通す」「社会で許されない行為は子どもでも許されない」という強い姿勢で対応する。

ウ 加害生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署・児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察や法務局等とも連携して行う。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止対策組織」を設置した上でケース会議を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

6 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、RPDCAサイクル(RESEARCH→PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるよう努める。

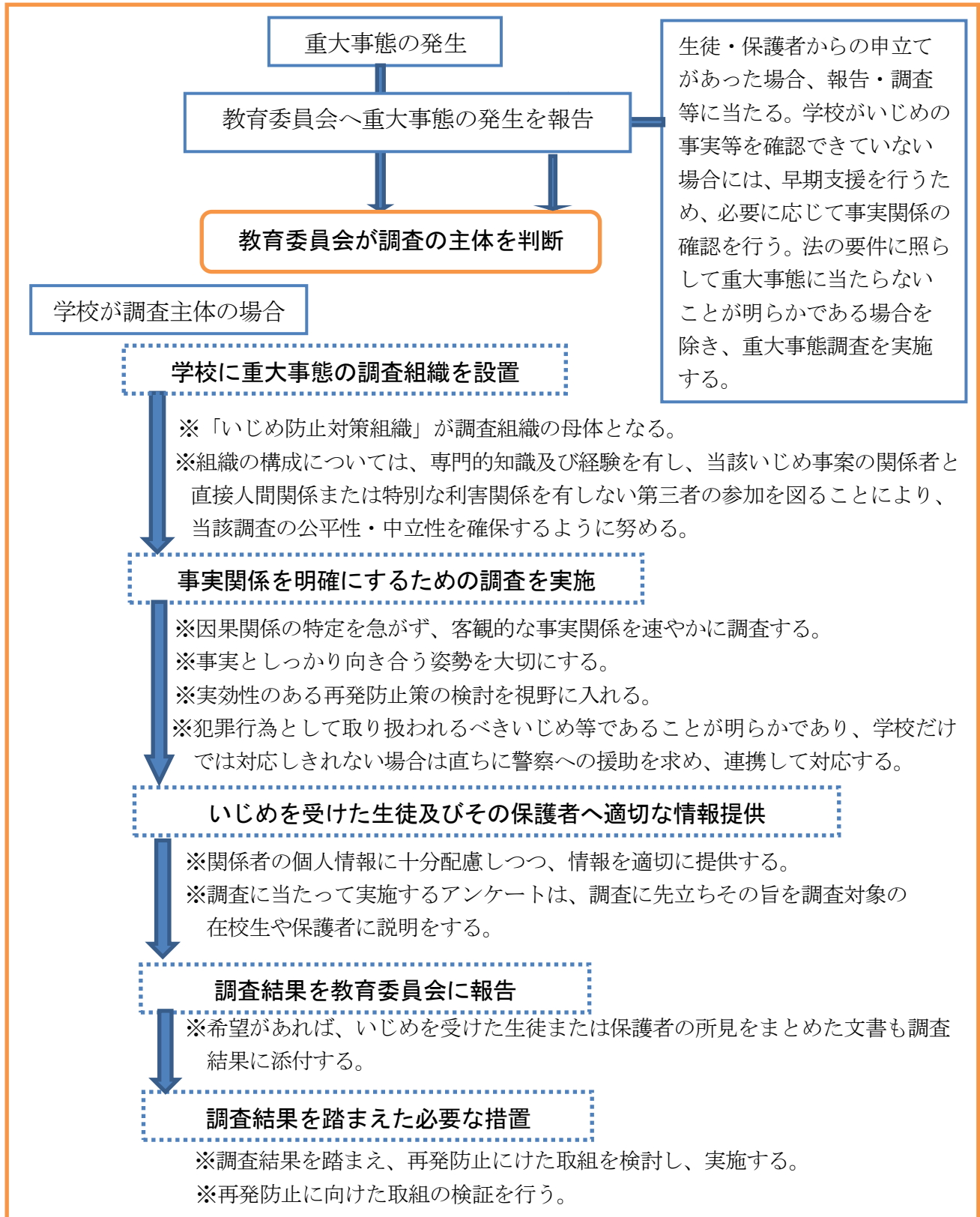
(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施(12月)し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

7 その他

(1) 「絶対にいじめをうまない」「いじめを見過ごさない」「いじめを許さない」という責務を遂行するために、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。また、ケース会議等を含めた研修を状況に応じて随時、実施する。

(2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



学校の設置者が調査主体の場合

- ※学校の設置者が設置する調査組織・関係諸機関の方針に従う。
- 校内においては学校長の指示のもと、調査への協力、情報の管理を行う。

<取組の年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組 (相互理解)	早期発見の取組	保護者・地域との 連携
4月	R P ↓	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○いじめ相談窓口の生徒・保護者への周知 ○身体測定	○HPでの「学校いじめ基本方針」の周知
5月	D ↓	○情報モラル指導(ネットモラル) ○野外学習(2年)	○教育相談週間	
6月	↓	○修学旅行(3年) ○保健指導(コミュニケーション)	○「いじめアンケート」 ○ストレスチェック	○学校評議員会 ○地域清掃活動
7月	↓	○いじめ・不登校対策委員会		○三者懇談
8月	C ↓			
9月	A ↓			
10月	R P ↓	○体育祭 ○文化祭(異年齢集団活動) ○国際理解体験学習(1年) ○合唱発表会	○教育相談週間 ○ストレスチェック	○学校評議員への学校行事・授業の公開
11月	D ↓	○いじめ・不登校対策委員会	○「いじめアンケート」	○地域清掃活動 ○赤い羽根募金活動
12月	C ↓		○人権週間(講話)	○三者懇談 ○保護者への学校評価アンケート
1月	A ↓	○いじめ・不登校対策委員会	○保健指導(いいとこ探し)	○学校評議員会
2月	↓		○教育相談週間	
3月	P ↓	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○3年生の卒業を祝う会	
通年	↑	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○SST ○健康観察、健康相談 ○SCによる相談 ○連絡ノート ○心の天気	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。